

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

令和6年3月6日提出

日立市長 小川春樹

---

(提案説明)

医療福祉費支給の対象となる心身障害者の範囲を拡大するため、本条  
例を制定するものであります。

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日立市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中カを削り、キをカとし、クをキとし、同号に次のように加える。

ク 身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級又は4級に該当し、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の2級に該当するもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の日立市医療福祉費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療福祉費の支給について適用し、同日前に行われた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。